

議案第50号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第34条を附則第35条とする。

附則第33条中「附則第23条及び第25条」を「附則第24条及び第26条」に、「附則第23条及び第26条」を「附則第24条及び第27条」に、「附則第24条、第26条及び第27条」を「附則第25条、第27条及び第28条」に、「附則第26条から第28条まで」を「附則第27条から第29条まで」に、「附則第28条」を「附則第29条」に、「附則第29条から第31条まで」を「附則第30条から第32条まで」に、「附則第30条」を「附則第31条」に改め、同条を附則第34条とする。

附則第32条の前の見出しを削り、同条を附則第33条とし、同条の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第31条を附則第32条とし、附則第30条を附則第31条とし、附則第29条の前の見出しを削り、同条を附則第30条とし、同条の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度分以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第28条を附則第29条とする。

附則第27条中「附則第23条」を「附則第24条」に改め、同条を附則第28条とする。

附則第26条中「附則第23条」を「附則第24条」に改め、同条を附則第27条とする。

附則第25条中「附則第23条」を「附則第24条」に改め、同条を附則第26条とする。

附則第24条を附則第25条とし、附則第23条の前の見出しを削り、同条を附則第24条とし、同条の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付し、附則第22条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第45項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第23条 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の天理市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「天理市税賦課徴収条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月天理市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第 2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読 み替えて適用される第 82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円